



令和4年12月26日
仙台市環境局

「温室効果ガス削減アクションプログラム」における
第一計画期間第2年度報告書取りまとめ結果について

本市では、市域の温室効果ガス排出量の約6割を占める事業活動からの排出を削減するため、「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、事業者と市が協働し計画的な温室効果ガス排出削減を目指す「温室効果ガス削減アクションプログラム」を令和2年4月から運用しています。

この度、第一計画期間（令和2～4年度）における第2年度（令和3年度）の「事業者温室効果ガス削減報告書」（以下「報告書」という。）を取りまとめましたのでお知らせします。

1. 温室効果ガス削減量

(1) 特定事業者

制度参加の義務がある特定事業者（90事業所）にかかる第一計画期間の状況は表1のとおりとなっており、令和3年度の全体の排出量は約215.7万トンで、基準年度（令和元年度）から約13.1万トン（5.7%）の削減となっています。

産業部門については、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞から回復傾向にあるため、前年度と比較すると排出量が増加していますが、基準年度と比較すると約12.0万トン（7.0%）減少しています。

業務部門についても、同様に経済活動の停滞から回復傾向にあるため、前年度と比較すると排出量が増加していますが、基準年度と比較すると約0.7万トン（1.5%）減少しています。

運輸部門については、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅客運送業（バス・タクシー）で利用者減少に伴い排出量が減少している一方、貨物運送業では宅配需要の増加に伴い排出量が増加しており、前年度と比較すると排出量は微減となっていますが、基準年度と比較すると約0.4万トン（5.5%）減少しています。

表1 特定事業者の第一計画期間における排出量等の状況

部門	事業所数	温室効果ガス排出量 (単位：万トン-CO2)			温室効果ガス削減量 (単位：万トン-CO2)	
		基準年度排出量 (令和元年度) (A)	第1年度排出量 (令和2年度) (B)	第2年度排出量 (令和3年度) (C)	基準年度比 削減量 (A-C)	基準年度比 削減率 (%)
合計	90	228.8	202.1	215.7	13.1	5.7
産業	28	172.8	147.7	160.8	12.0	7.0
業務	47	49.1	47.9	48.4	0.7	1.5
運輸	15	6.8	6.5	6.4	0.4	5.5

※各排出量の小数点第2位を四捨五入しているため、合計値及び削減率については表中から計算される数値と合わない場合がある。

(2) 一般事業者（令和2年度参加事業者）

任意提出となる一般事業者のうち、令和2年度から参加した57事業所にかかる第一計画期間の状況は表2のとおりとなっており、令和3年度の全体の排出量は約2.05万トンで、基準年度（令和元年度）から約0.15万トン（6.7%）の削減となっています。

表2 一般事業者（令和2年度参加事業者）の第一計画期間における排出量等の状況

部門	事業所数	温室効果ガス排出量 (単位：万トン-CO2)			温室効果ガス削減量 (単位：万トン-CO2)	
		基準年度排出量 (令和元年度) (A)	第1年度排出量 (令和2年度) (B)	第2年度排出量 (令和3年度) (C)	基準年度比 削減量 (A-C)	基準年度比 削減率 (%)
合計	57	2.19	2.02	2.05	0.15	6.7
産業	10	0.44	0.44	0.37	0.08	16.9
業務	45	1.61	1.50	1.58	0.03	2.0
運輸	2	0.13	0.08	0.09	0.04	29.1

※各排出量の小数点第3位を四捨五入しているため、合計値及び削減率については表中から計算される数値と合わない場合がある。

(3) 一般事業者（令和3年度参加事業者）

任意提出となる一般事業者のうち、令和3年度から参加した148事業所にかかる第一計画期間の状況は表3のとおりとなっており、令和3年度の全体の排出量は約2.02万トンで、基準年度（令和2年度）から約0.03万トン（1.5%）の削減となっています。

表3 一般事業者（令和3年度参加事業者）の第一計画期間における排出量等の状況

部門	事業所数	温室効果ガス排出量 (単位：万トン-CO2)		温室効果ガス削減量 (単位：万トン-CO2)	
		基準年度排出量 (令和2年度) (A)	第2年度排出量 (令和3年度) (B)	基準年度比 削減量 (A-B)	基準年度比 削減率 (%)
合計	148	2.05	2.02	0.03	1.5
産業	10	0.10	0.09	0.00	3.3
業務	128	1.31	1.29	0.02	1.6
運輸	10	0.64	0.63	0.01	1.0

※各排出量の小数点第3位を四捨五入しているため、合計値及び削減率については表中から計算される数値と合わない場合がある。

2. 報告書における削減の取組内容

報告書における部門別の主な削減の取組内容は、次のとおりとなっています。

【産業部門】

- 照明設備、空調設備の高効率機器への更新
- 蒸気漏れ対策の実施、空調設備の適切な運用管理
- 生産設備の高効率化・運用改善

【業務部門】

- 太陽光発電設備の導入
- 照明設備、空調設備の高効率機器への更新
- 空調設備、熱源機器の適切な運用管理
- テレワークの導入

【運輸部門】

- LPG ハイブリッド車の導入
- デジタルタコグラフ[※]を活用したエコドライブ教育の実施
※ 運転中の運行データを記録し、急加速などの無駄な燃料使用につながる運転を「見える化」する装置
- 荷物の配達場所・時間を加味した最適なルートが選定されるシステムを活用した走行距離の縮減

3. 今後の予定

引き続き外部委託専門業者とともにアクションプログラム参加事業所への訪問を行い、温室効果ガス排出削減につながる助言を実施するなど、さらなる削減に向けた事業者の取組みをサポートしていきます。また、中小企業者等を対象とした補助制度により、省エネ設備・再エネ設備、次世代自動車の導入に対して支援を行います。

令和5年度には第一計画期間最終年度の報告書に基づき、実績等の評価を行います。評価の結果、特に優良な事業者については表彰を行う予定です。

令和5年度からの第二計画期間では、計画書の記載内容の簡素化を行うなど、一般事業者の更なる参加促進を図ります。

担当：環境部地球温暖化対策推進課推進係
TEL：022-214-8232